

## 【巻頭言】

## 土地は誰のもの、むらは誰のもの

全国農地保有合理化協会会長 渡 辺 好 明

**私益と公益と国益** 東畑四郎さんの遺稿集を読み返していて、「私益と公益と国益」と題する手記に遭遇した。昭和50年（1975年）、ある団体の機関誌に寄稿したものである。そこでは、「日本の姿」として、「本来住民の自主的組織、すなわち住民のなかに真の公益的観点が育成されず、公益といっても国益の場合が多かった日本に、いま私益と公益と国益といった三つの概念がさまざまのすがたで混在している」と指摘し、「これは、各人の所有する土地の利用を私益のみに閉鎖するのではなくてどうして公益に寄与させるかという哲学でもある。私益と国益との間に地域住民の自主的組織によって公益優先の思想を育て、私的土地所有権を住民のために公益的に利用すべしとする自主的な規律を作らねばならない。わが国は高度の成長はしたけれども、この大切な公益の思想をおしつぶしてしまった。何をおいても教育や、住民の自主的な運動によって公益優先の思想を育成しなければならない」と続けている。

**土地、地域は「公」のもの** 寄稿されたのはもう半世紀も前のことではあるが、社会資本としての土地、公益的財産としての地域社会を「公」の観点から、どう守り、どう運営していくかの方向を明示していて、これは今日にも通じるものである。農地や農村への直接的な言及はないが、むしろ、それより広い「一般住民の私有地、一般市民が暮らす地域」までを取り上げているのだから、農政の先達である東畑さんの思想の根底には、農地と農村に対しても〈「公」の財産であることをより強く意識して行動せよ〉との示唆が含まれているものと考えられる。なにせ、全国にくまなく存在してその維持が集落の維持と同義でもある農地、とりわけ水田は、生産手段としての資本財以上の多面的機能を持つ社会資本としての役割があるのだから。

**産業政策、地域政策、開かれた社会** いま、避けることのできない少子・高齢化の進行のなかで、「農地の集積・集約による生産性向上」と「半農・半Xを含む多様性を重んじる地域の暮らし」が求められ、「人・農地プラン」の策定作業も進んできている。「きょうの農村は明日の日本」であり、自らの地域をどんな姿で将来に継承していくか、わが国に共通の課題として対応すべき時代である。

景観、環境の維持のため、建築協定、緑化協定など「承継効の規定を含む地域の協定」がかなりの広がりを見せているし、私有財産ではあるが、個人の庭を一般に公開する「オープンガーデン活動」も、長野県小布施町や松本市など、各地に生まれてきた。松本市の花いっぱい運動は、食べ物を大事にする30-10運動と並んで好評であり、各地に影響を及ぼしている。このように、昔からの住民にも共感を呼び、外からの滞在・移住者にも開放的な環境がその地域の将

来を明るくする。東畑さんは、「関係地域住民全体の貴重な自然資源」という言葉で表現し、地域の公園、街路にとどまらず各個人の庭さえもこうした地域マネジメントの下に置かれることが望ましいと言っている。

**農村地域に暮らす条件** 地域社会は、もはや農業関係者だけのものではなく、その地域にやって来る人、やって来ようとする人々の知恵も力も借りなければ前には進まない。新型コロナの影響が長引くなかで、都市と農村は「交流から対流へ」「リモートワーク・ワーケーション」「二拠点生活」「ライフ・ステージに応じた居住」など、住み方・暮らし方は大きく変わりつつある。それでは、農村地域に暮らす条件とはなにか。それには、①所得機会（これは多業でよい）、②生活・文化環境（暮らしの安全・安心と質＝QOL-オンライン医療はカギとなる）、③地域の自由度（閉鎖的な地域には未来がない）の三点セットがそろうような条件整備が不可欠であろう。「ここは第二の故郷、明日のふるさと」だと宣言し、名乗りを上げてしまおう。早い者勝ちの「有言実行」だ。

私たちが取り組んでいる「農地中間管理」も、その原点は、「住民（農業者のみならず）の自治的組織と活動による〈社会資本たる農地の有効（効率的）利用と（農村）地域の健全な発展〉にあり、そのベースが「人・農地プラン」である。そして、これが進化すれば、やがて、「地域（集落）運営計画」に辿り着くであろう。